

愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興に資するため、愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和54年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置された私立幼稚園
- (2) 設置者 私立幼稚園を設置している者
- (3) 園長 学校教育法の規定に基づき私立幼稚園に置かれた園長
- (4) 保育料等 私立幼稚園が徴収する保育料及び入園料
- (5) 園児 私立幼稚園に在園し、本町に住所を有する者
- (6) 保護者 園児の保育に関し、私立幼稚園に保育料等の納付義務を負う者で、園児と住所を共にする者

(補助金の範囲)

第3条 町長は、設置者又は園長（以下「設置者等」という。）が保護者に対し保育料等を減免する場合に、園児一人当たりについて別表第1に定める範囲で補助金を交付する。ただし、当該年度の保育料等の合計額を超えることはできない。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者等は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて別に定める期限までに町長に申請しなければならない。ただし、当該年度の2回目以降の申請には、次の4号と5号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 保育料等減免措置に関する調書（第2号様式）
- (2) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（第3号様式）
- (3) 園児数報告書（第4号様式）
- (4) 徴収している入園料・保育料について（第5号様式）
- (5) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類

2 前項第1号に規定する調書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、町長が課税状況の確認を行い、これを文書により証明した場合はこの限りでない。

- (1) 町民税の課税証明書
- (2) 町民税の納税通知書又はその写し
- (3) 福祉事務所の長の証明（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている世帯に限る）
- (4) 前年中に国外での収入がある世帯に属する者の場合は、前年中の収入を明らかにする書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（第6号様式）により、設置者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた設置者等は、町長に請求書を提出するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付を受けた設置者等は、減免措置が完了した後15日以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(第7号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業報告書(第8号様式)

(2) 減免措置報告書(第9号様式)

(保育料等の減免を証明する書類)

第8条 補助金の交付を受けた設置者等は、保育料等の減免をしたことを明らかにした保護者の「保育料等減免確認書」(第10号様式)を翌年度から5年間保存しておくものとする。

2 町長は、必要と認めるときは、前項に規定する書類の提出を求めることができるものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、設置者等が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 愛川町私立幼稚園児就園奨励費補助金交付要綱(昭和49年4月1日施行)及び愛川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成5年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 補助金の範囲（第3条関係）

区 分		補助対象経費	子区分	国庫補助分補助限度額（年額）		町単独分補助限度額（年額）	
				小学校１・２・３年生の兄弟がいない世帯	小学校１・２・３年生の兄弟がいる世帯	小学校１・２・３年生の兄弟がいない世帯	小学校１・２・３年生の兄弟がいる世帯
A	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計	第１子	308,000 円			
			第２子	308,000 円	308,000 円		
			第 ３ 子以降	308,000 円	308,000 円		
B	当該年度に納付すべき町民税が非課税及び町民税の所得割課税額が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべきとなる世帯		第１子	199,200 円		16,000 円	
			第２子	253,000 円	253,000 円	19,000 円	
			第 ３ 子以降	308,000 円	308,000 円		
C	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が、77,100 円以下となる世帯		第１子	115,200 円		16,000 円	
			第２子	211,000 円	211,000 円	19,000 円	
			第 ３ 子以降	308,000 円	308,000 円		
D	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が、211,200 円以下となる世帯		第１子	62,200 円		7,000 円	
			第２子	185,000 円	185,000 円	14,000 円	
			第 ３ 子以降	308,000 円	308,000 円		
E	上記区分以外の世帯		第１子			22,000 円	
			第２子	154,000 円	154,000 円		
			第 ３ 子以降	308,000 円	308,000 円		

※1 「第1子」とは1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者。

※2 「第2子」とは同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1・2・3年生の兄弟を1人有しており、就園している場合の最年長者。

※3 「第3子以降」とは同一世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児、小学校1・2・3年生の兄弟を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の2人目以降の園児及び小学校1・2・3年生に兄弟を2人以上有している園児。

※4 兄弟が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置された保育所を利用している保育所児又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき設置された認定こども園を利用している幼児である場合は、第2子以降の優遇措置の算定対象人員に含める。

- ※5 兄弟が、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通う又は児童デイサービスを利用する就学前児童である場合は、第2子以降の優遇措置の算定対象人員に含める。
- ※6 所得割課税額が租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除されている場合は、適用前の額とする。
- ※7 世帯構成員中2人以上に所得がある場合、所得割課税額の合計額とする。
- ※8 途中入退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。上記の単価×（保育料の支払い月数＋3）÷15（百円未満を四捨五入）
- ※9 6月1日現在私立幼稚園に在園する4月1日現在3歳、4歳、5歳の園児1人につき、別表第1に記載する町単独分を補助する。
- ※10 実際の保育料等の支払額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。